

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称	株式会社 フェイス・シマダ			
■取組方針掲載ページのURL :	https://faithtofaith.co.jp			
■取組状況掲載ページのURL :	https://faithtofaith.co.jp			
原 則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所	
原則 2 注	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して検索・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした企業運営が企业文化として定着するよう努めるべきである。	実施	・お客さま本位の業務運営方針:方針1	・お客さま本位の業務運営方針:方針1<具体的な取組み>
原則 3 注	【金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。】 【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	・お客さま本位の業務運営方針:方針1	・お客さま本位の業務運営方針:方針1<具体的な取組み> ・KPIを設定した取組①、②
原則 3 注	【金融事業者は、利潤追求の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響について考慮すべきである。 ・金融商品の販売に携わる金融事業者が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、 ・金融商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受けている場合 ・金融商品の販売に携わる金融事業者や、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・同一主体またはグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の選用先に個人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合】	実施	・お客さま本位の業務運営方針:方針2	・お客さま本位の業務運営方針:方針2<具体的な取組み> ・KPIを設定した取組③、④
原則 4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に關するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	実施	・お客さま本位の業務運営方針:方針3	・お客さま本位の業務運営方針:方針3<具体的な取組み>
原則 5 注 1	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行なう金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、 ・損失のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として ・想定する顧客属性 ・顧客に対する販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を ・顧客に対する販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利害相反の可能性がある ・場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は ・業務に及ぼす影響	実施	・お客さま本位の業務運営方針:方針3	・お客さま本位の業務運営方針:方針3<具体的な取組み> ・KPIを設定した取組⑤、⑥
原則 5 注 2	【金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、別途に購入することができるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合顧客が比較することができるならぬう、それぞれの重要な情報について提供すべきである((注2)～(注5)は手数料等の情報提供する場合においても同じ)。】	非該当	・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>	・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>
原則 5 注 3	【金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な情報提供を行ってべきである。】	実施	・お客さま本位の業務運営方針:方針3	・お客さま本位の業務運営方針:方針3<具体的な取組み> ・KPIを設定した取組②、⑤、⑥
原則 5 注 4	【金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同様の商品の内容と比較することができるとなるべく配意した資料を用いて、リスクリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすくて丁寧な情報提供をされるよう工夫すべきである。】	実施	・お客さま本位の業務運営方針:方針3	・お客さま本位の業務運営方針:方針3<具体的な取組み> ・KPIを設定した取組②、⑤、⑥
原則 5 注 5	【金融事業者は、顧客に対して情報提供する場合には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。】	実施	・お客さま本位の業務運営方針:方針3	・お客さま本位の業務運営方針:方針3<具体的な取組み> ・KPIを設定した取組②、⑤、⑥
原則 6 注 1	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の属性状況、取引経験、知識及び取引目的、ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	実施	・お客さま本位の業務運営方針:方針4	・お客さま本位の業務運営方針:方針4<具体的な取組み>
原則 6 注 2	【金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に際し、以下の点に留意すべきである。 ・顧客の意向を確認した上で、また、顧客のライフプラン等踏まえた目標達成額や安全資産と ・潜在資産の適切な割合を斟酌し、それにに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の ・規定を超えて模倣的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と ・比較しながら行うこと ・金融商品・サービスの販売において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した ・適切なフォローアップを行うこと】	非該当	・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>	・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>
原則 6 注 3	【金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定し、公表するに適切な情報や、金融商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の属性を判断し、金融商品の販売を行うべきである。】	非該当	・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>	・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>
原則 6 注 4	【金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引を被害を受けやすい属性の顧客がグループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適切か慎重に審査すべきである。】	実施	・お客さま本位の業務運営方針:方針4	・お客さま本位の業務運営:方針4<具体的な取組み> ・KPIを設定した取組②、⑦、⑧
原則 6 注 5	【金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を傳授するための情報提供を積極的に行なうべきである。】	実施	・お客さま本位の業務運営方針:方針4	・お客さま本位の業務運営:方針4<具体的な取組み> ・KPIを設定した取組②、⑦、⑧
原則 6 注 6	【金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、製版会社として顧客の属性の把握を実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入した顧客属性に応する情報や、金融商品に係る顧客の販売や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。】	非該当	・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>	・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>
原則 6 注 7	【金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガイナースの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取組みを行なわれているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。】	非該当	・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>	・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>
原則 7 注	【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の利用を诱发するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設けられた報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	・お客さま本位の業務運営方針:方針5	・お客さま本位の業務運営方針:方針5<具体的な取組み>
原則 7 注	【金融事業者は、各原則に付されている注を含む)に則して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・後援するための体制を整備すべきである。】	実施	・お客さま本位の業務運営方針:方針5	・お客さま本位の業務運営方針:方針5<具体的な取組み> ・KPIを設定した取組②、③、⑦

補充原則 1	【基本理念】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすとともに自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構造と実践を行るべきである。	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外> 	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>
	【体制整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外> 	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>
補充原則 2 注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から信頼に至る金融商品のライフサイクル全般をもとづいたガバナンスの実効性の構成・提供・管理における品質管理の実効性を確保するため、管理部門等による検査の枠組みを整備すべきである。その事例模様や提供する金融商品の特性等に応じて、必要な場合には、社外取引役や外部監督者のほか、ファンドの評議等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検討すべきである。	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外> 	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCAサイクルを確立すべきである。	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外> 	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>
補充原則 3 注 1	【金融商品の相成時の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、相成する金融商品がそのニーズ最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。 また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性に応じて、顧客の最高の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう情報連携すべきである。	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外> 	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスト・リターン・コストの合理性を検証すべきである。	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外> 	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>
補充原則 3 注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性に応じて、顧客の資産状況、取引慣習、知識及び目的的ニーズ等を基本として具体的に設定できる限り、必要に応じて想定する販売方法にも留意すべきである。その際、商品を購入すべきない顧客（例えば、元本償還のお金の商品について、元本償還を目的としている顧客等）も特定すべきである。また、複雑な金融商品や運用・分配手法等が複数な金融商品については、どのような顧客ニーズを含められるかを組成するための検証等を実施する際には、どのような顧客ニーズを含められるかを組成するためのか、また、それが該当金融商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外> 	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、販売全体として信頼性ある金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特徴等に沿り、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者の情報選択や販売に応じて、金融商品の組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等に留意して想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているかを検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外> 	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>
補充原則 4 注 1	【金融商品の相成時の検証】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定している商品性が確保されているかを検証し、その結果を金融商品の販売に見直しに応じて、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者の情報選択や販売に応じて、金融商品の組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等に留意して想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているかを検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外> 	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から要げるべきである。情報連携すべき内容は、より良い金融商品を顧客に提供するために活動する観点から要らざる効果のあるものであるべきであり、実際に購入した顧客属性に係る情報のほか、例えば顧客からの感情や販売状況等も考えられ、金融商品の販売に携わる金融事業者から情報連携を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に伝達すべきである。	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外> 	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>
補充原則 4 注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の検証に沿って、必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から要るべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者のその結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外> 	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>
	【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外> 	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>
補充原則 5 注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について顧客の金融商品の商品性に応じた情報提供を行うべきである。例えば、運用を行われる判断が重要な金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を負う者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資哲学等を情報提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報提供することができる。	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外> 	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行るべきである。	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外> 	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 <金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係対比表の欄外>

【照会先】

部署	株式会社フェイス・スマダ 業務管理部
連絡先	電話番号(代表): 0766-22-0783 メールアドレス: daihyo@faithoffaith.co.jp